

# 福島駅周辺まちづくり検討業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

この要領は、福島駅周辺まちづくり検討業務において、公募型プロポーザル方式により業務受託者を選定する際の手続きについて、必要な事項を定める。

## 2 業務の概要

### (1)業務名

福島駅周辺まちづくり検討業務委託

### (2)業務の内容

別紙、福島駅周辺まちづくり検討業務委託特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)のとおりに。

### (3)委託費の上限額

4,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

### (4)履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日(月)まで

## 3 公募スケジュール

内容	期限又は期日
① 公募及び質問受付開始	令和6年4月5日(金)から
② 質問書の提出	令和6年4月12日(金)17時(必着)
③ 質問に対する回答	令和6年4月17日(水)
④ 参加表明書の提出	令和6年4月19日(金)17時(必着)
⑤ 技術提案書等の提出	令和6年4月30日(火)17時(必着)
⑥ 審査会(プレゼンテーション)の開催	令和6年5月7日(火)10時00分予定
⑦ 審査結果の通知	令和6年5月10日(金)予定

## 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 福島市の令和6年度業務委託有資格業者名簿の「調査・計画策定業務」に登録されている

- 者。
- (5) 募集開始の日からプロポーザル審査会の日までに、福島市から競争入札参加停止を受けていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しない者。
- ア 役員等(契約の相手方が個人である場合にはその者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められること。
- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)(以下暴力団対策法という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる関係を有すること。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる関係を有すること。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 過去5年以内(平成31年4月1日～令和6年3月31日)に日本国内で地方公共団体が委託したまちづくり関連の計画策定業務又は類似業務の受託者として実績があること。
- (9) 業務全般に責任を持つ管理技術者及び主たる担当者は、上記(8)業務の担当業務実績を有すること。

## **5 実施要領等の交付**

実施要領等の電子データについては、福島市ホームページからダウンロードし入手することとし、窓口又は郵送等での配付は行わないこととする。

## **6 質問の受付**

### (1) 受付期間

令和6年4月5日(金)から4月12日(金)17時(必着)

### (2) 提出方法

「質問書(様式1)」により、事務局(下記12)まで電子メール、持参又は郵送により提出すること。また、確認もれを防ぐため、発信した旨を電話で事務局あて連絡すること。なお、電話による質問の受付は行わない。

### (3)回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、福島市ホームページに4月17日(水)までに掲載する。(質問者宛て個別の回答は行わない。)

## **7 参加表明書の提出**

(1) 提出期限 令和6年4月19日(金)17時(必着)

(2) 提出方法

「参加表明書(様式2)」により、事務局まで電子メール、持参又は郵送により提出すること。また、確認もれを防ぐため、発信した旨を電話で事務局あて連絡すること。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日(祝日を除く)の8時45分から17時までとする。

(3) 提出書類

参加表明書(様式2) 1部

会社概要書(様式3) 1部

業務実績書(様式4) 1部

(4) その他

ア 参加者は、参加表明書(様式2)の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 参加表明書の提出後、辞退する場合には、辞退届(任意様式)を提出すること。

## **8 技術提案書等の提出**

(1) 提出期限 令和6年4月30日(火)17時(必着)

(2) 提出方法 持参又は郵送

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日(祝日を除く)の8時45分から17時までとし、電子メール、FAXによる提出は認めない。

(3) 提出書類

ア 提出書類送付書(様式5) 1部

イ 管理技術者経歴書(様式6又は任意様式) 1部

ウ 担当技術者経歴書(様式7又は任意様式) 1部

エ 技術提案書(任意様式) 7部

オ 見積書(任意様式) 1部

(4) 技術提案書の内容

技術提案書には、特記仕様書に記載している各内容を円滑かつ着実に遂行するために、業務目的及び内容を踏まえた提案を記載すること。

なお、技術提案書には事業者名およびプレゼンテーションに出席する担当者の記述、記載は行わないこと。

また、提案にあたっては、市HPで公表している「風格ある県都を目指すまちづくり構想」と第1回～2回の福島駅周辺まちづくり検討会の資料を踏まえ、下記テーマについて具

体的に記載すること。

「風格ある県都を目指すまちづくり構想」および「福島駅周辺まちづくり検討会」のページ  
<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/machizukuri/toshikekaku/hukaku/index.html>

テーマ別提案

(テーマ1)

- 福島駅周辺エリアにおける現状と課題(A4版1枚)

(テーマ2)

- 駅まちの考え方と官民連携について(A4版1枚)

※キーワード:東口再開発、福島駅、東西自由通路、イトーヨーカドー跡地

- 駅周辺のまちづくりのイメージ図(福島駅に拘る必要はありません。過去に作成した絵やイメージ図など3枚程度(A3版以下)で提出してください。)

#### (5)提案書作成に係る留意事項

ア 提案書に記載するフォントはBIZ UDゴシックとし、大きさは原則11ポイント以上とする。

イ 提出後技術提案書の訂正、追加及び再提出は原則認めない。

## 9 技術提案書等の提出に際しての留意事項

### (1)失格または無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、提案書は無効になる場合がある。

ア 提出者が上記4に定める参加資格等を満たしていない場合

イ 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合

ウ 提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

なお、提出期限までに提案書が到着しないことを理由に提案書を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けない。

エ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

オ 見積書の金額が、上記2(3)に記載した委託費の上限額を超過している場合

カ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

キ 提案書等の提出から当該業務の契約締結日までの間に、提案者(役員)が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

ク 下記10(1)の「審査会(プレゼンテーション)」当日に出席しなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、開始時刻に到着できなかった場合を除く。

ケ その他本実施要領又は福島市が予め指示した事項に対する重大な違反が認められる場合

### (2)辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合は辞退届(任意様式)を提出すること。

### (3)費用負担

提案書等の作成及び提出に要する費用、並びにプレゼンテーションに要する費用は、提

出者の負担とする。

(4)その他

- ア 提案の実現可能性等を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- イ 提出された提案書等は、返却しない。
- ウ 提出された提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することがある。
- エ 提出された提案書等は、提出者の情報保護の観点から、原則として非開示とする。ただし、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある。なお、開示する際は、提案書等の写しを作成し、使用することができるものとする。

## 10 審査方法

(1)審査会(プレゼンテーション)

- ア 開催日時 令和6年5月7日(火)10時00分(予定)  
※詳細については、技術提案書等の提出後に事務局より直接通知する。
- イ 場所 福島市市民会館(予定)
- ウ プロポーザルの所要時間 10分間の説明と10分間以内の質疑を実施する。
- エ 審査基準

審査項目		評価の視点	配点
企業の 経験	業務実績	業務の遂行に十分な業務実績であるか。	10点
	本市の業務実績	業務の遂行に十分な業務実績であるか。	10点
配置 技術者	管理技術者の資格および実績	業務の遂行に適切な資格と十分な業務実績を有しているか。	10点
	担当技術者の資格および実績	業務の遂行に適切な資格と十分な業務実績を有しているか。	10点
業務理解度 (テーマ1)			20点
技術的提案能力 (テーマ2)			40点
合 計			100点

## オ 評価方法

審査項目毎に以下の評価基準により評価し、それらの合計得点による評価を行う。

なお、技術提案書等に記載がない場合には、その項目は0点とする。

評価	40点満点	20点満点	10点満点
優れている	40	20	10
やや優れている	32	16	8
普通	24	12	6
やや劣る	16	8	4
劣る	8	4	2

## カ 業務委託候補者の選定

各審査委員は、評価点の合計得点により、審査委員ごとに事業者を順位付けし、その平均順位の最も高かった者を業務委託候補者とする。なお、平均順位の最も高かった者が複数事業者いた場合は、その中で各審査委員の合計評価点が最も高かった者を業務委託候補者とする。また、プロポーザル参加者が1者の場合、全審査委員の合計得点の平均が60点以上であることを条件とする。

## キ プレゼンテーションに係る留意事項

- ① プレゼンテーションの実施順や具体的な開始時間などの詳細については、提案書提出期日後に事務局より直接通知する。
- ② プロポーザル参加者が会場に入室できる人数は3名までとする。
- ③ プレゼンテーション時に使用可能な資料は、提出した技術提案書及び提出を求められた追加資料のみとし、提案書の内容及びこれを補完する説明をすること。新たな資料の配付は認めない。
- ④ プレゼンテーションは、原則、本業務を受託した場合において、実際に業務の主たる担当となる者が行うこと。

## (2)通知等

ア 審査結果については、採用、不採用にかかわらず参加者全員に通知する。

## イ 審査結果に関する説明請求

選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して7日(土曜日及び日曜日を除く。)以内に、書面により選定されなかった理由について説明を求めることができる。

また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行う。なお、説明請求に対する回答の内容は、請求者及び最優秀者に関する以下の内容とする。

- ① 企業名
- ② 審査委員ごとの順位及び全体の平均順位

## 11 契約の締結等

### (1)特記仕様書の協議等

選定した業務委託候補者と福島市が協議し、委託候補者から提案された内容を反映させて特記仕様書を確定し、契約を締結する。

(2)契約金額の決定

契約金額は、上記(1)により確定した仕様書に基づき、改めて見積書を徴収し決定する。

なお、見積金額は、上記2(3)に記載した委託費の上限額を超過しないものとする。

(3)その他

受託候補者と福島市との間で行う協議が整わない場合、又は受託候補者から改めて徴収した見積書が上記2(3)に記載した委託費の上限額を超過している場合、及び委託候補者が契約を辞退した場合は、次点の者を委託候補者とする。

## 12 事務局

福島市 都市政策部 都市計画課(担当:佐藤、渡辺)

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

電話:024-573-4979

E-mail:[toshikei@mail.city.fukushima.fukushima.jp](mailto:toshikei@mail.city.fukushima.fukushima.jp)